平成26年 第8回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

- 1. 開催日時 平成26年8月28日 (木) 午後14時から
- 2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
- 3. 出席委員 12名

1番 金崎 均2番 徳久 信義3番 大西 準一5番 森崎 英明6番 木浦 由子7番 森 清一8番 永友 祥一10番 加藤 重喜11番 坂本 幸12番 宇治橋 俊美13番 永友 清太会 長 坂本 弘志

4. 欠席委員

14番 渡瀬 俊弘

- 5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会期の日程 (下記のとおり)
 - 第3 諸報告
 - 第4 議案第39号 農地移動適正化あっせん事業について
 - 第5 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第6 議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認 について
 - 第7 議案第42号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計 画の取消について
 - 第8 議案第43号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計 画の決定について
 - 第9 議案第44号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構 想の改定案」に対する意見について
- 6. 事務局職員 事務局長 鳥井和昭 局長補佐 三笠浩三 係 長 永友亜紀子

(開会14時00分)

[事務局]

それではただいまから平成26年第8回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。それでは坂本会長、会の進行をお願いします。

「議 長]

こんにちは。本日の委員13名中12名が出席です。農業委員会等に関する 法律第21条3項により総会は成立しております。なお、渡瀬俊弘委員より欠 席届が提出されております。

これより議事に入ります。まず日程第1の「議事録署名委員及び会議書記の指名」を行います。高鍋町農業委員会会議規則第9条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。本日の議事録署名委員には、6番木浦由子委員、7番森清一委員を指名いたします。なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第2の「会期の決定」については下記のとおり、本日8月28日の一日間とすることについて、ご異議ございませんか。【異議なしの声あり】

異議なしと認めます。よって会期は、本日8月28日の一日間と決しました。 議事日程第3の「諸報告」を事務局に求めます。

「事務局〕

書報告、2ページをお開きください。業務報告8月。

4日月曜日、西都児湯市町村農業委員会連絡協議会臨時総会が15時から川 南町 第2会議室で開催されました。会長・鳥井が参加しております。13日 水曜日、農地あっせん委員会、同じく13日水曜日、農地あっせん委員会。1 3日の坂本幸委員・大西委員・鳥井・三笠が出席した分については、先ほど会 が始まる前に報告があった口蹄疫埋却地の分であります。下の方のあっせん委 員会につきましては、坂本幸委員・宇治橋委員、事務局から鳥井・三笠が出席 しております。16日土曜日、キャベツ畑のひまわり祭 ひまわりKON. N e 2014が18時から染ヶ岡地区で開催され、事務局職員全員が出席してお ります。これにつきましては、高鍋町農業後継者結婚相談連絡協議会の協賛と いうことで、事務局も参加しているというところです。18日月曜日、宮崎県 農業会議第93回通常総会が13時30分から宮崎県トラック協会研修室で開 催されております。会長が出席しております。21日木曜日、現地確認が9時 から森崎委員・坂本幸委員・森委員、事務局から鳥井・永友が参加しておりま す。22日金曜日、宮崎県農業会議第403回常任会議員会議が15時から宮 崎県トラック協会研修室で開催されております。会長が出席しております。2 8日木曜日、本日ですけれども農業委員会総会となっております。こちら全委 員となっておりますが、12名の参加という事で訂正をお願いします。職員は 全員参加しております。

業務計画9月になります。1日月曜日、西都児湯管内農業委員会会長・農業 者年金受給者協議会会長・事務局長合同会議が14時30分から都農町役場 大会議室で開催されます。会長、事務局から鳥井が出席予定です。3日水曜日、 農業委員会研修が9時から高鍋町役場第3会議室におきまして、全委員出席で 行われます。こちらにつきましては、宮崎県農業会議から職員の方が来られま して、農業委員の皆さまにいろいろなご説明があるという事ですので全員出席 でお願いいたします。4日木曜日、平成26年第3回高鍋町議会定例会が開催 されます。19日閉会の予定です。会長・事務局から鳥井が出席いたします。 議員の徳久委員も出席となります。 5 日金曜日、高鍋町農業者年金受給者協議 会役員会が14時から高鍋町役場第2会議室で行われます。会長、事務局から 鳥井・永友が参加予定です。9日火曜日、農業者年金基金運営評議会が東京都 で行われます。会長が出席予定です。こちらに記載されてませんが、16日火 曜日です。平成26年度宮崎県女性農業委員連絡協議会並びに研修会が、総会 が11時から、研修が13時30分から宮崎県トラック協会2F研修室にて開 催されます。木浦委員が参加予定です。22日月曜日、宮崎県農業会議第40 4回常任会議員会議が10時から宮崎県トラック協会研修室で開催されます。 会長が出席予定です。22日月曜日が現地確認です。9時からの予定です。永 友祥一委員・金﨑委員・宇治橋委員、事務局から鳥井・永友が参加予定です。 29日月曜日、農業委員会総会が14時から高鍋町役場第3会議室にて開催予 定です。全委員・全職員参加予定です。以上です。

[事務局]

続きまして3ページをご覧ください。県進達経過報告を申し上げます。平成26年7月30日、農業委員会総会承認分です。

農地法4条申請、平成26年7月23日に現地調査を行っております。申請人 〇〇〇〇、転用目的は精肉加工場及び農畜産物販売所の駐車場敷地で問題ありません。

農地法5条申請、平成26年7月23日に現地調査行っております。借受人 〇〇〇、貸付人 〇〇〇、転用目的は自治公民館運動広場で問題ありませ ん。譲受人 〇〇〇〇、譲渡人 〇〇〇〇、転用目的は露天駐車場で問題あり ません。譲受人 〇〇〇〇、譲渡人 〇〇〇〇、転用目的は一般個人住宅で問 題ありません。いずれも8月22日付けで許可となっております。

続きまして4ページをご覧ください。農地の時効取得に関する通知について。 1番 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 309 ㎡他1筆。取得日 昭和52年3月1 8日、権利者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、義務者 〇〇大字〇〇 〇 〇番地 〇〇〇〇。

続きまして7ページをご覧ください。農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。1番 $\bigcirc\bigcirc$ 大字 $\bigcirc\bigcirc$ $\bigcirc\bigcirc$ 番地 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 農地の所在 大

字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 7,561 m他 1 筆。取得日 平成 26 年 7 月 5 日 相 続によるものであっせんの希望はありません。以上です。

[事務局]

8ページをお開きください。農業経営基盤強化促進法による使用貸借契約の 解約です

1番 申請地 大字○○字○○ ○○番 畑 4,297 ㎡他1筆。貸渡人 ○○ ○○番地 ○○○○、借受人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。 解約届出日 平成26年8月13日、解約成立日 同日です。土地引渡日 平成26年9月16日。以上報告致します。

「議長〕

ただいまの報告について、ご質問・ご意見はございませんか。

「11番]

あっせん委員会の報告をいたします。先ほどの埋却地の件は取り下げという事で、今月の13日午後14時40分より鳥井局長・三笠補佐・それに宇治橋委員と私坂本で、相手方の〇〇〇〇様、借受申出者の〇〇〇〇様の〇〇の畑3693㎡を総額〇〇円で反当〇〇円で成立したことを報告致いたします。

「議長〕

他にはございませんか。それでは質問等ないようですから、以上で諸報告を 終わります。

議事に入ります。日程第4、議案第39号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

「事務局]

9ページをお開きください。議案第39号「農地移動適正化あっせん事業について」。

1番 平成 26 年 7 月 31 日売渡の申出です。申出者 ○○大字○○ ○○番 地 ○○○。 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 3,279 ㎡他 5 筆。

2番 平成 26 年 8 月 11 日 売渡による申出です。申出者 ○○大字○○ ○ ○番地 ○○○○。 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 1,184 ㎡他 1 筆。

「議長〕

ただいま説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

売渡申出 1番 担当委員 14番 渡瀬俊弘 委員

順番委員 1番 金﨑均 委員

売渡申出 2番 担当委員 12番 宇治橋俊美 委員

順番委員 2番 徳久信義 委員

売渡申出 3番 担当委員 8番 永友祥一 委員

順番委員 3番 大西準一 委員 以上です。

日程第5、議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」を 議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

16ページをご覧ください。議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」。

1 番農地の所在 大字○○字○○ ○○番地 畑 7,561 ㎡他1筆。譲渡人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○、譲受人 ○○大字○○ ○○番地 ○○ ○○。この件につきまして、担当の金﨑委員よりご説明をお願いします。

「1番]

土地の場所は10号線を上がられて、家畜改良事業団に向かって行って右側の500メートルくらい行った所の場所です。譲渡人の○○○さんはお父さんが亡くなられまして、この土地はお父さんとお母さんと本人と3人で管理されていたそうです。現在もお茶・キウイ・柿・梅・里芋などが植えてあって家庭菜園の規模がちょっと大きいという感じです。お父さんが亡くなられて、本人さんもちょっと身体が悪く、お母さんも高齢という事で京都の方へ移住されるそうで、この土地を処分したいという事で申出がありました。譲受人の○○○さんは現在、後小路に住んでいて俵橋出身です。自宅の近くにあって道路の反対側はこの○○○○さんの土地がありまして、現在は○○○○を営んでおられて、今のところは貸し付けておられます。後々は実家に帰ってこられて、畑を作る予定という事で、○○○○さんの土地を譲り受けた後は、現状を維持していきたいという事であります。よろしくお願い致します。価格は総額○○円だそうです。以上です。

「議長〕

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

「11番]

現地調査の報告をいたします。今、金崎委員から説明のあった通り、今月の21日の日に、鳥井局長・永友係長・森崎委員・森委員・私坂本で現地を確認して参りました。キウイとお茶は即お金になる状態でキウイもなっておりました。今、説明のあった通り問題があるとすれば、総額〇〇円という事だけで、他には問題はないと思います。どうかよろしくお願いします。

「議長〕

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

17ページご覧ください。農地法第3条調査書を添付しております。農地法第3条申請は第3条第2項の各号に該当した場合には許可できない事となっていますが、すべてに該当していない為、許可要件を満たしていると考えます。 譲受人は譲渡人の希望により今回申請地を買い受けるもので、引き継いでお茶、果樹等を栽培していくという事で問題ないと思われます。

「議長〕

ただいま事務局から説明がありましたが、他にありませんか。

「1番]

○○○○さんはご自分で耕作されるのですか?また総額○○円で間違いないですか?

「事務局〕

○○○○さんの方にお電話しました。再度確認したんですけれども、総額○○円という事で今後必ずご家族で耕作するという事で回答をもらいました。この土地7反5畝は農振農用地となっておりまして、農地として使っていただくという事になっております。

「議長〕

事務局から説明がありましたが、何か他にございませんか。はい、2番

[2番]

この○○○○さんという方は、これからずっと農業をしていくという条件の もとなんですよね?

「11番]

認定は取ってあるんですか、○○○○さん。

「事務局]

農振農用地になっておりますので、転用はできません。

「議長〕

他にはございませんか。

[13番]

金額の訂正がありましたが、そこはしつかり確認は?

[事務局]

お二人で見えて申請書を訂正されました。

「議長〕

「事務局]

2番 農地の所在 大字○○ ○○ ○○番 畑 1,582 ㎡。譲渡人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○、譲受人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。 この件につきまして、担当の宇治橋委員より説明お願い致します。

「12番]

説明致します。この土地は越ヶ溝になると思います。今、越ヶ溝に山口鉄鋼所さんが上がっておられますが、その道を越ヶ溝の方に、東に 100 メートルくらい行った所です。それの 2 枚目の畑になります。作付はしてありませんでし

たが、耕運はしてあります。借り受ける方の名義が奥さんの〇〇〇〇さんになっております。なぜ〇〇〇〇さん?息子さんもいるんじゃないかと言ったら、〇〇〇〇さん名義の畑が一つもないものだから、一つやろうと思ってるという話でした。〇〇〇〇さんは露地野菜・水稲を中心に作付されています。〇〇〇〇さん夫婦と息子さんの3人で経営をされております。計画的に作付もされているという事で問題はないと思われます。以上です。

「議長〕

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

「11番]

21 日の日に現地を調査してきました。宇治橋委員の言われた通り場所にはソルゴーが植えてあったと思います。問題ないという事で調査してきました。報告しておきます。

「12番]

価格を言ってませんでした。総額○○円という事です。反当○○円くらいになるんじゃないでしょうか。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

「事務局]

18ページをご覧ください。農地法第3条申請は第3条第2項の各号に該当 した場合には許可できない事となっていますが、すべてに該当していない為、 許可要件を満たしていると考えます。

譲受人は申請地近くでキャベツを栽培しており、規模拡大のため今回買い受けるもので、今は飼料作物が植えられていますが、今後はキャベツを栽培する 予定との事で問題はないと思われます。以上です。

「議長〕

ただいま説明・報告が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質 疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

次に、議案第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

「事務局〕

19ページをお開きください。議案第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」。

1番 土地の所在 大字○○字○○ ○○番 地目 畑 面積 572 ㎡。譲渡 人 ○○ ○○ ○○番地 ○○○○他 2名、譲受人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。転用目的 駐車場となっております。担当の森﨑委員ご説明をお願い致します。

「5番]

説明します。この土地は、20 ページを見ていただきたいと思いますが、荒神さんの神社の南側になります。現在は休耕地となっております。目的は明倫保育園の駐車場という事で、送迎の時、駐車場がなく大変危ないという事で購入されております。東側は水路を挟んで家、西側は保育園と住宅、南側は水路を埋めてありますが道路、北側は荒神さんの神社となっております。ブロック塀を作り、雨水が周囲地に流れこまないよう注意するという事で問題ないと思われます。以上です。

「議長〕

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[7番]

8月21日の日に農業委員3名と事務局2名で現地調査をいたしました。今、森﨑委員の言われた通り町立図書館の道を挟んで明倫保育園となっていますが、昔は南町保育園という事で、だいたい解るかと思います。その保育園の東側の農地と言いますか畑です。現在は農地と言うよりも空き地といった感じで、境界もきちんとしてありました。今後、保育園の駐車場として使用されるという事です。ブロック塀を作って雨水が周囲に流れ込まないようにするという事で書類も提出されています。問題はないかと思われます。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画区域の第1種住居地域に用途区分されていることから、 第3種農地であると判断されます。周囲には住宅が連担しております。転用目 的は保育園の駐車場となっております。

ブロック塀を作り、雨水が周囲地に流れ込まないように留意することとなっており、汚水処理については汚水は出ないとして確約書が添付されています。

また、隣接地の〇〇番も併せて駐車場として活用する計画となっております。 金融機関の残高証明書が添付されており、事業費的には問題ございません。 定款につきましても添付されております。以上です。

「議長〕

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか

「5番]

金額は?

[事務局]

金額的には申請地価格が○○円となっております。おそらく周りが住宅地で地図を見ていただくとお分かりの通り、町の真ん中で宅地並みで売買されるんじゃないかと思います。

「議長〕

よろしいでしょうか。他にご質問はございませんでしょうか。はい、事務局

[事務局]

19ページの面積で 512 ㎡とあるんですけど、申請の登記簿謄本が付いておりまして、平成 26 年 7 月 26 日付けで錯誤という事で面積の訂正が入っておりました。台帳修正がされていなかったので申し訳ありませんでした。572 ㎡で訂正をお願い致します。

「議長〕

他に何か質問等ありましたらお願いします。

それでは質問もないようですので採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

「事務局〕

続きまして2番になります。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目

[5番]

場所につきましては木城線がありますが、高鍋西小学校の道路沿いじゃなくて北側から来て右に入っていきます。500メートルくらい行きますと、なでしこ保育園があります。その北側に位置します。この土地については宅地分譲が出来ております。現在は休耕地になっております。周辺につきましては東に宅地、西に町道、南に宅地、北に町道という事であります。雨水は新設の排水路を設けるという事で、既設排水路を接続し汚水につきましては合併浄化槽を経て、新設排水路に放流することになっています。問題ないというふうに思います。

「議長〕

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[7番]

報告します。森﨑委員が完璧に説明されましたけれども、だいたい西中学校の東 500 メートルくらいの所になでしこ保育園ということで、その道を挟んで北側の農地にこの土地はあたります。申請の目的は宅地分譲ということです。雨水等は排水路を新設、既設排水路に接続し、合併浄化槽を通して新設排水路へということになります。住宅と道路に挟まれた申請地であります。何ら問題ないという風に考えます。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

「事務局]

申請地は、都市計画区域の第1種低層住居専用地域に用途区分されていることから、第3種農地であると判断されます。周囲には住宅が連担しております。 転用目的は住宅分譲であり、雨水は排水路を新設し、既設排水路に接続し、 汚水は合併浄化槽をへて、新設排水路に放流することとなっております。

金融機関の残高証明書が添付されております。事業費は土地代が○○円となっております。こちらも住宅が連担しており、市街化が進んでいることから宅

地並みの取引があるのではないかと予想されます。定款につきましても添付されているところです。なお、小丸川土地改良区の意見書が添付されております。 以上です。

「議長〕

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか【質 疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

次に日程第7 議案第42号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の取消について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

「事務局〕

28ページをお開けください。議案第42号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の取消について」です。「平成26年第6回高鍋町農業委員会総会おいて承認を受けた所有権移転です。

1番農地の所在 大字○○字○○ ○○番 地目 畑 6390 ㎡。所有権を移転する者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○、所有権の移転を受ける者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。担当の大西委員より説明をお願いいたします。

「3番]

説明いたします。この土地は6月にあっせんした土地であり、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇であっせんが付いたんですけど、金額は反当〇〇円で話が付いてます。〇〇〇〇が一括で支払いするという事で書いてありますけど、これは政策金融公庫から借りるという事だったんですけど、政策金融公庫から金が下りてこないという事で取消になりました。また後で出てくると思いますけど、また後から説明したいと思います。

「議長〕

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、

原案のとおり承認と決定いたしました。

2番 農地の所在 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 畑 4,335 ㎡他 2筆。所有権を移転する者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地、〇〇〇〇。担当代理委員の坂本幸委員ご説明をお願い致します。

「11番]

説明いたします。取下げ理由として、本件につきましては日本政金融公庫からの資金の融資を受け、土地代金支払計画をしておりましたが、借入により融資実行日を誤って認識しており、利用集積計画の対価の支払い期限内に支払いが出来なくなった為、取下げを申し出るという事で〇〇〇の方から申出が出ております。〇〇〇の方から平成26年6月30日の第6回高鍋町農業委員会総会において議決されました〇〇〇氏との所有権移転について申出者から届出がされました理由をやむおえず認め、先の農地にかかる所有権移転を取り下げるのに同意いたしますという事で書類が出されています。よろしくお願いします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程第8 議案第43号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

29ページをお開きください。議案第43号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」。所有権移転です。

1番 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 **6,390** ㎡。所有権を移転する者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○、所有権の移転を受ける者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。担当の大西委員ご説明をお願い致します。

[3番]

説明いたします。この土地はですね、公民館からちょっと南にある土地で、

この土地を 6 月の時点でもう耕作していいかという事で、前の耕作者から許可を得て今現在は芝を作っておられます。政策金融公庫から借り入れて、支払いを一括でするという事だったそうですが、日にち間違いでその時は話は通ったんですけど、政策金融公庫からの金が下りてこないという事で、今度再申請という形で出てきております。今度は 9 月 26 日に支払うという事になっておりますので、よろしくお願いします。

「議長〕

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

続きまして2番、農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 4,335 ㎡他2筆。 所有権を移転する者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受け る者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当代理委員の坂本幸委員説明を お願いいたします。

「11番]

説明いたします。8月末に支払い予定で取り下げた土地です。今回9月26日で一括支払いという事で、再提案されております。よろしくお願いします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか、はい2番

[2番]

入ってこなかったというのは理由というのは何かあるんですか?

[事務局]

○○○○様が貸付日を勘違いされておりまして、改めて事務局から政策金融 公庫に確認取りまして、この日だったら大丈夫という日を確認いたしまして、 この日を設定しております。

[議長]

他にはございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに、 養成委員の起立を求めます。 起立全員と認めます。よって本件は、 原案のとおり承認と決定いたしました。

「事務局〕

続きまして、30ページをご覧ください。4番農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 3,693 ㎡。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇 〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の坂 本幸委員よりご説明お願いいたします。

「11番]

説明いたします。13日の日にあっせんで決まった土地で老瀬坂上です。金額は先ほど申しましたが、〇〇〇〇さんが前からあっせんで出していたものを今回〇〇〇さんが買っていただきました。隣接するのが〇〇〇〇さんの土地のすぐ横で、前からお願いしたいたんですけど認定を受けてからという事で、今回認定農業者になられて総額は〇〇円。作物は大根を作るとかおっしゃってました。よろしくお願いします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程第9 議案第44号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定案について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

「事務局〕

別紙の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 改定案」をご覧ください。こちらにつきましては高鍋町役場 産業振興課からの改定要旨です。基本構想の見直しは、5年に1回見直しするという事になっておりますけれども、平成28年の改定が予定でした。平成26年4月1日に農業経営基盤強化促進法が改定施行された事によりまして、今回の基本的構想の見直しとなりまし

た。見直しに当たりましては、農業委員会の意見が必要であるために、今回皆 さまの意見を求めるという事で議案に出させていただいているというところで す。見直しのポイントといたしましては、新たに農業経営を営もうとする青年 等の年間農業所得・労働時間の目標を追加しております。こちらは2ページに 内容が載っているところです。認定農業者の目標の6割程度の農業所得を打ち 出しております。年間所得が260万円、年間労働時間が1,900時間となってお ります。新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき基本的指標、営 農類型を3~4ページに追加しております。個別経営体と致しましても追加し ております。追加されている項目につきましては、露地野菜基幹型、施設野菜 基幹型(1)、施設野菜基幹型(2)、肉用牛繁殖基幹型となっております。認定農業 者が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標を県 の方針に合わせまして、65%だった部分を80%に改定しております。こち らは4ページの方の大きな表に80%と目標を書いているところです。新たに 追加された目標につきまして、説明させてもらいます。新規就農者になるんで すけど、青年に関わる部分についての目標が掲げてありませんでしたので、今 回新たに追加されております。年間農業所得、先ほど申し上げましたけれども 主たる従事者1人当たりが260万円、補助的家族従事者が100万円、1経営体 当たりが 360 万円という目標になっております。年間労働時間主たる従事者1 人当たりが 1,900 時間となっております。農用地の利用の集積に占めるシェア の目標が先ほど申し上げました通り80%に改定するという事です。農業所得 を設定した根拠といたしましては、県の平成25年度賃金構造基本統計調査によ る年齢階層別の年間の賃金では、認定農業者等に相当する45~49歳が477万円、 新規就農者に相当する 25~29 歳が 283 万円であることから、高鍋町の状況に応 じた主たる従事者の年間農業所得 260 万円とする事は遜色ないと思われるとい う事で、260万円という目標を挙げております。また近年の認定農業者の就農計 画において、所得目標 200 万円以上の事例の平均では、所得目標は 359 万円と なっており、認定農業者の所得目標590万円の60%でありますので、見直しの ポイントの260万円には合致するところであります。また、「農地保有合理化事 業」が廃止になったことにより該当箇所を削除し、農業経営基盤強化促進法第 7条に定める「特例事業」の文言を5・6・10ページに追加しているところです。 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業の記載を6・7・10・15ページにあり ます。農地中間管理機構も今年度から始まった事業でありますので、この見直 しにつきまして農地中間管理機構が出来た事も大きな原因とも聞いております。 簡単ではありますけど、以上です。

[議長]

事務局の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。 はい、2番

[2番]

この主たる農業従事者 1 人当たりが 430 万円で下の方が 260 万円。この違いを説明してください。

「事務局]

主たる農業従事者 1 人当たり 260 万円程度というのが新規就農者の部分になりまして、430 万円が認定農業者の年間農業所得になります。新たに農業経営を営もうとする青年等の年間農業所得が 260 万円になります。新規就農者と認定農業者の違いです。

「2番]

認定農業者の方が作る作物と新規で青年等が作る作物で、同じ作物であって もこれだけの開きが出てくるんですか?

[事務局]

やっぱり新規就農者は耕作する面積も認定農業者に比べると少ないので、その分収益も減ると考えます。

[2番]

430万円の面積は何を基準にしているんでしょうか?

[事務局]

430 万円の基準になった数字というのは面積から算出したものではなくて、県の平成 25 年度賃金控除統計調査による年齢階層別の年間の賃金で、認定農業者に相当する金額が 477 万円で、430 万円は 23 年度のデータで、430 万円で表記しているという事です。 県の統計調査を基にしているという事です。 みんながこれだけの収入があるかというとそうではなくて、あくまでも目標ということです。

[2番]

下の方に※印で書いてあるのはどういう風にとらえるんですか? 1 経営体当たりの役員報酬等(役員報酬+役員労賃)については、概ね 1,630 万円という数字が出てますけれども、これは賃金労働の中で出した金額? それとも野菜を

作って出した金額?

「事務局]

他産業と同等の農業だけじゃなくて、工業・商業そういうのも含めて他産業との均衡性を図るという事で、農業法人1経営体当たりの役員報酬等については 1,630 万円と記載しているところです。上の部分は認定農業者の分で下の分は新規就農者になりますので、こちらは新たに農業生産法人を立ち上げた場合の事を想定して記載してあります。

[2番]

認定農業者は年間 800 万円という農業収入という時代がありましたよね。それがこんなに下がるというのは当時でいう 800 万という数字が 430 万になったという事ですか?

「事務局〕

5年に1回見直しをかけてますので、800万円がここまで下がったという事です。

「2番]

430万というのは途中なの?純利益?賃金で見てあるけれども、実際にこのお金を農業所得からするとどのあたりに位置するのかなと…。

「事務局〕

所得になります。

[2番]

だったらこの **430** 万円は逆に言うと、租収入をどれだけ上げたらこの金額になるかという事もありますよね?

[事務局]

確かに租収入をどれだけすれば純利益がどれだけという比較もありますけど、 米を作る人、キャベツを作る人で経費が違ってきますので、租収入であげるの は難しいかなという所であげているところです。

[2番]

年間農業所得目標という風になっているけど、これで果たして生活が出来るの?というのが私の素朴な疑問なんです。

「事務局〕

この計画を作る段階ではこの金額で十分生活が出来るという過程のもと、計画を立ててると思うんです。

「15番]

今、現在認定審査会で計画書を出してもらう時に、今は現実に所得がどれくらいと書きます。それから目標がいくらと。現時点でクリアしている人もいるし、クリアしてなければ5年後にはある程度面積を増やしてそれに持っていこうと。経費は人によってそれぞれ違います。だから1千万円挙げてても、経費で600万円使う人もいえば、400万円の人もいる。人によって利益が違いますから。

[5番]

農家で生きていくのは大変な事ですよね。今回の改定案についても、乾燥賃・精米賃・苗代・農薬代・肥料代・機械代も入れたら大変厳しいですよね。今、私は農業新聞の切り抜きしてますけど、米価についても農産物の価格についても、農水のOBの人間が、農協が農産物の価格を引き上げるという発言も聞いた事がありますので、出来たら国自体に要請にして米価の要求なりをどうにかして上げていかないと…。農業委員会としてもそういう努力をしていかないとという風に思うところであります。

[2番]

改定案をもう一回考え直すとかそういう事は出来ないかな。どこを目安に置いて農業というのを論じるのかなと言うのが見えてこないので…。

[事務局]

4ページ・2ページの表については改定は困難かなと…。今回、中間管理機構が出来た事と、新規就農者の部分、認定農業者の部分の動向を見て平成28年に見直しがあるそうなんです。今回は新規就農者の部分を新たに追加したという事で3年間の動向を見て、平成28年度にまた新たに根本的な見直しが必要であれば見直しするという形を取らせていただきたいと思います。

「13番]

下の方が新たに加わったという事で、上の部分は前回と変わってないという 事なんですか?

「事務局]

若干変わってはいます。

「13番]

ページで欠けている所があるんですが。

「事務局〕

そちらにつきましては、変わってないという事で 17~33 ページについては割 愛させていただいております。挙がっている分は変更がありました。

「2番]

これを読んで、農業をやってみたいなという内容が欲しいなあと私は思うんですけど。

[5番]

徳久さんが言うように、営農指導の強化なり販売力を行政と一体となって魅力ある農業を作らないといけないですよね。

[事務局]

そこら辺も含めて意見書という形では出してみたいと思います。今回の分については28年度、後3年後に見直しがありますので、今回の分を踏まえて改善点は改善という形で持っていきたいと思います。

「13番]

38 ページの「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標」が載っていますが、促成ピーマン 1.5 h a というのはあまりにも大きいのではないかと思うんですけど。36 ページの促成トマトの場合は 0.3 h a なんですが。

「事務局]

上の方が「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の 基本的指標」となっています。

[3番]

解りました。

[議長]

他に何かありませんでしょうか。

それでは質問等も出尽くしたようですので、本案件につきましてはただいま の意見を高鍋町産業振興課へ意見書を持って報告いたします。

これをもちまして、平成26年第8回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。 ありがとうございました。

(16時10分終了)

高鍋町農業委員会会議規則第9条の規定により、ここに署名する。

議 長 会長

署名委員 6 番

署名委員 7 番